

公益財団法人佐賀県スポーツ協会加盟団体規程第10条 第1項に基づく処分について

当協会加盟団体である佐賀県馬術連盟における運営に関し、当協会加盟団体規程第4条第2号、第3号及び第4号に規定する要件を欠くことが判明したことから下記の処分を行ったものです。

記

- 1 処分団体名 佐賀県馬術連盟
代表者：会長 西久保弘克
所在地：佐賀県佐賀市鍋島町森田290-1
- 2 処分通知日 令和4年1月31日（月）
- 3 処分内容 勧告（加盟団体規程第10条第1項第2号）
 - ・意思決定、経理の在り方に関し、検証可能な組織整備を行うこと
 - ・今回の事案を受け、組織のガバナンス・運営等の問題分析を行うこと
 - ・分析結果を踏まえ、今後の組織運営にかかる具体的な改善計画を作成すること
- 4 理 由
 - ・令和3年8月に県馬術連盟に所属していた元会員からの相談を受けて、連盟の運営状況の確認ならびに実態調査を佐賀県スポーツ協会が実施したところ、佐賀県スポーツ協会加盟競技団体規程第4条第2号、第3号及び第4号に違反する事案が確認されたこと
 - ・令和2年8月19日付けで、文書による改善指導を行っているにもかかわらず、運営実態が悪化していること
- 5 条 件
 - ・改善計画書を令和4年3月31日までに佐賀県スポーツ協会に提出すること、特にガバナンスの向上、会計処理については、チェック体制を含め、きめ細やかな改善策を策定し報告すること
 - ・佐賀県馬術連盟規約、組織体制を再度検証、見直しを実施するとともに、組織体制の明確化を図ること
 - ・改善計画書提出以後、改善状況を3か月毎に佐賀県スポーツ協会に報告すること（以降1年間）
 - ・改善が見られず、佐賀県スポーツ協会加盟団体として著しく適性を欠くと判断した場合には、資格停止を含めて処分を検討すること

令和4年1月31日
(公財)佐賀県スポーツ協会
担当者：川崎、川内野
電話：0952-30-7716



【 参 考 】

「公益財団法人佐賀県スポーツ協会加盟団体規程」抜粋

～～

(加盟団体の使命)

第4条 加盟団体は、法令及び本協会諸規定を厳守するとともに、スポーツ団体として公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に取り組まなければならない。

- (1) スポーツ社会の実現を目指して、スポーツの普及・推進及び競技力向上に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利・利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展に努めること。
- (3) スポーツ団体としての適正な組織運営・経営を行い、情報公開など透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。
- (4) スポーツの推進に当たり、組織運営、登録競技者及びスポーツ指導者等に関して必要となる諸規定、基準、規則等の整備を図ること。
- (5) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めること。

～～

(処分)

第10条 定款第8条第2項に該当するとき、本規程第4条に定める義務を怠る等、組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については別に定める。

《処分の種類及び内容》

- (1) 指導 書面により、是正・改善を求める。↵
- (2) 勧告 書面により、是正・改善を求めるとともに、一定期間を定め改善計画の提出を求める。
- (3) 資格停止 書面により、一定期間加盟団体としての権利・権限を停止する。なお、資格停止の具↵体的な内容は、以下のとおりとする。↵
 - ① 事業↵
 - ア 本協会各種事業への参画（選手強化、国民体育大会の開催協力、選手強化のための環境整備、スポーツに関する普及・啓発・人材養成、スポーツ大会等の開催補助等）↵
 - イ 本協会名義の使用（主催、共催、後援等）↵
 - ② 役員・評議員↵
 - ア 理事候補者及び評議員候補者の推薦↵
 - イ 当該団体推薦役員、評議員の理事会・評議員会への出席↵
 - ③ 推薦↵
 - ア 当該団体に関して、本協会から他団体・機関等への各種推薦（栄典・銃砲所持等）↵
- (4) 退会 書面での通知を以て、当該団体を本協会から退会させる。↵

◎佐賀県馬術連盟の運営に関する問題点等

R4年1月31日現在

番号	大項目	中項目	内 容	規程上等の不実点
1	経理の執行状況	R2年度決算	<ul style="list-style-type: none"> ・決算資料と通帳等の不一致 ・会計監査の実施が適切に行われていない 	○第4条第3号 組織運営・経営の不適正
		経理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・収入支出の帳簿はあるものの、途中から記載なし ・現金出納簿はあるが、整理方法が曖昧 ・決裁行為がなされないままでの収支行為がなされているものがある ・入会費、年会費、騎乗料等の納付の際の領収書が未発行、通帳記載のないものがある 	○第4条第3号 ガバナンスの欠如・経営の不適正
		経理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の際に監事からの質問に「わからない、書類がない」の回答が頻発、県スポ協実態調査の際にも、同様 	○第4条第3号 組織運営の不適正・経営の不適正
2	国体選手登録	国体成年選手の居住地	<ul style="list-style-type: none"> ・国体成年選手の住所を会長の指示により佐賀県馬術場としており、居住の実態無し（選手は他県に在住） ・選手は本県選手として、ブロック大会出場 	<ul style="list-style-type: none"> ○第4条第2号 選手の権利・利益の保護、スポーツの健全な普及発展を阻害 ○第4条第3号 組織運営の不適正、ガバナンスの欠如 ※コンプライアンス違反（国体参加資格要件違反）
3	借用馬運車	管理の不徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・他者から借用している馬運搬車について、令和2年8月に5日間の車検切れが発生、その間の運行実態は無し 	<ul style="list-style-type: none"> ○第4条第3号 組織運営・経営の不適正 ※コンプライアンス違反 車検切れの間の運行実態がなくも、車検切れを発生させることそのものが法令（契約）違反
4	不適切行為	セクハラ	<ul style="list-style-type: none"> ・組織としてセクハラへの対応が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> ○第4条第3号 組織運営の不適切・ガバナンスの欠如 ※コンプライアンス違反
5	連盟規約	規約改正	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.7.17の総会で規約改正を決議したと報告されているが、同連盟の総会資料に議題無し、規約改正の手続きが不適切 	○第4条第3号、第4号 組織運営の不適正、ガバナンスの欠如